

2019年(令和元年) 7月24日

株式会社リンクストア 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村

担当(理事) 長 井 貴



申 入 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社からの5月30日付の回答を拝見しました。

たしかに、婚活パーティーの特性上、男性参加者と女性参加者の人数に格差が生じることは好ましくないことでしょう。

しかしながら、「いかなる理由があっても」と、すべての場合に直前のキャンセルについてキャンセル料を1万円としてまで人数差を生じないようにさせる必要はあるのでしょうか。

たとえば、直前に急に体調を悪化させた人がいた場合、そのような人がパーティーへの参加を強行したとしても、異性の参加者は満足するのでしょうか。特に、その人がインフルエンザなど感染性の病気にかかっていることが直前に発覚したにもかかわらず参加した場合は、それこそ「実際に参加されるお客様にご迷惑をかける」結果になるのではないのでしょうか。

また、直前に親族に急病者が出たような人が参加したとしても、その人は心ここにあらずで、やはり異性の参加者は満足しない結果となるはずで。

こうしたことから考えると、「いかなる理由があっても」キャンセル料1万円を発生させるのが妥当とは思われません。

さらに、貴社の回答によると、「パーティー開始まで2時間を過ぎてのキャンセルは抑止力的な意味合いもあり、通常よりも高く設定させていただいています。」と書かれています。

このことは、貴社自ら、この条項が、純粋な損害賠償を超える意

味合いのものであることを認めて、ひいては「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」を無効とする消費者契約法 9 条 1 号の規定に反することを認めるものとなっています。

なお、仮にこのような直前でのキャンセルが少ないという事実が存するとしても、それはまさにこの規約の「抑止力」ゆえで、「1 万円のキャンセル料を取られるなら仕方なく参加しよう」と考えた人がいるかもしれませんが、適用数の多寡は問題ではありません。

さらに、<キャンセル料の根拠>として、ポイントによる参加者への還元の原資や、無料で提供したデザートやアルコールの原資、とありますが、これらが平均的に 1 万円かかるとも考えられません。

以上のことから、貴社のキャンセル料の定めは、消費者契約法 9 条 1 号に反し違法であり無効と判断しましたので、このような条項を今後使用しないよう申し入れます。

本申入に対し、本書面到達後 1 か月以内に文書で回答いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書面およびその回答（回答の有無を含め）は、公表させていただく場合がありますのであらかじめご了解下さい。

敬具